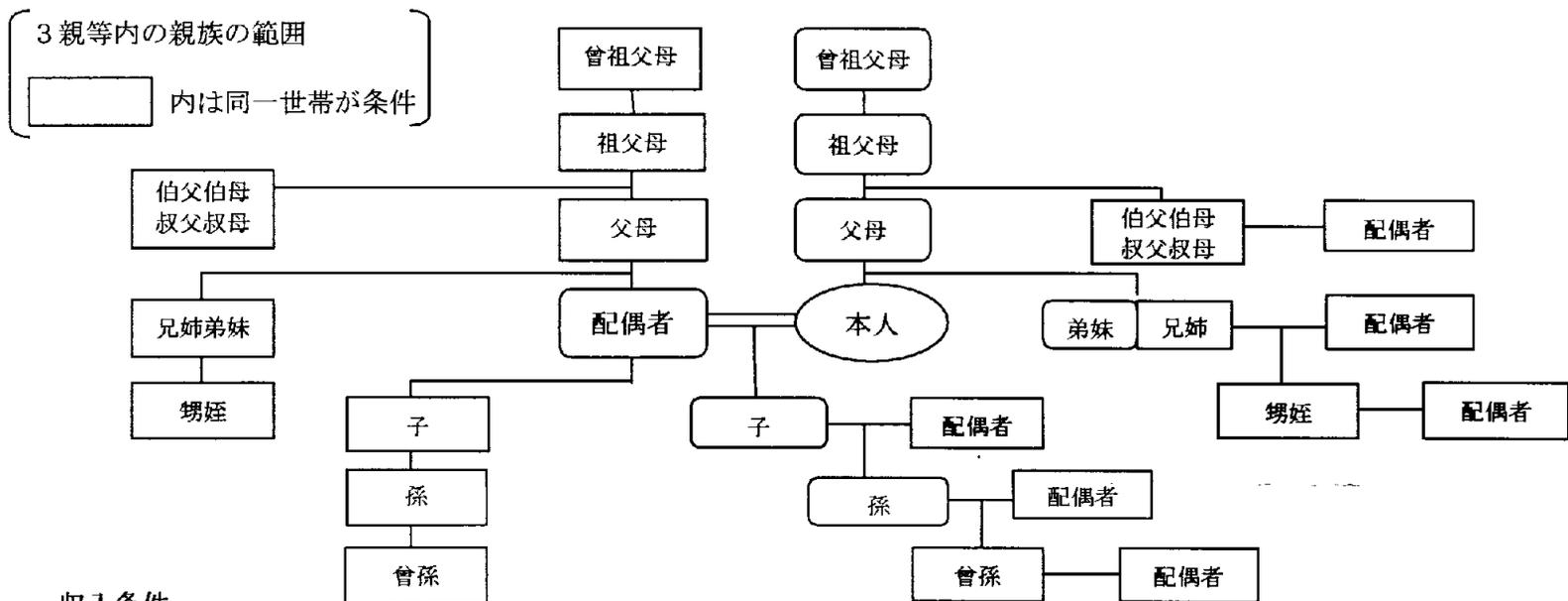


健康保険の被扶養者とは

1. 健康保険に加入できる被扶養者の範囲

条 件		該 当 す る 者
主として被保険者（本人）の収入により生計が維持されている	被保険者と一緒に生活していなくてもよい者	① 被保険者の直系親族 ② 配偶者（事実婚を含む：未届の妻（夫）の住民票、それぞれの婚姻していない戸籍謄本が必要） ③ 子、孫、弟妹
	必ず被保険者と同居して生計を共にしていなければならない者（同一の世帯）	① 被保険者の3親等以内の親族（上記に該当する者を除く） ② 事実婚の配偶者の父母および子 ③ 上記②の事実婚の配偶者が亡くなった後の父母および子



2. 収入条件

原則として、被扶養対象者の年間収入が130万円未満であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合、被扶養対象者が60歳以上または障害者（おおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者）のときは180万円未満
 扶養認定基準詳細

	被保険者の年間収入	被扶養対象者の年間収入		被扶養者に該当するか否か	
同一世帯の場合	260万円以上 (対象者が60歳以上・障害者のときは360万円以上)	130万円未満 (対象者が60歳以上・障害者のときは180万円未満)	被保険者の年間収入の	1/2未満	被扶養者となる
				1/2以上	被扶養者にならない
	260万円未満 (対象者が60歳以上・障害者のときは360万円未満)	1/2以上であっても	被保険者の年間収入より少ない場合は、その世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしているとき、被扶養者となる		
同一世帯でない場合			被保険者からの援助額より	少ない	被扶養者となる
				多い	被扶養者にならない

3. 健康保険の扶養と所得税法上の扶養の違い

	健康保険	所得税法
考え方の違い	1日単位の収入により判断	1月～12月の年単位の所得で判断
扶養になる日	収入が基準を下回った日から	扶養親族に該当すると思われる（該当した）年の1月から
収入と所得	収入額で判断	収入から各種控除額を差し引いた所得で判断
限度額	収入額で130万円未満 (60歳以上・障害者のときは180万円未満)	所得で38万円以下 (給与収入だけであれば103万円以下)
健康保険の収入には含まれ、所得税では非課税とされる主な収入	・遺族年金 ・障害年金 ・健康保険からの傷病手当金および出産手当金 ・雇用保険からの失業給付 ・労災保険からの休業補償給付	